

議案第 26 号

松阪市旧学校施設条例の制定について

松阪市旧学校施設条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市旧学校施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、学校としての用途を廃止した学校施設（以下「旧学校施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の社会教育の活動の場としての使用に供するため、旧学校施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 旧学校施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松阪市旧飯高西中学校校舎	松阪市飯高町宮本 216 番地
松阪市旧飯高西中学校運動場	
松阪市旧飯高西中学校体育館	

(使用時間)

第 4 条 旧学校施設の使用時間は、午前 8 時から午後 10 時までの範囲内において、松阪市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

2 松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、旧学校施設を前項に規定する使用時間外に使用させることができる。

(使用の許可)

第 5 条 旧学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第 6 条 旧学校施設の使用は、その使用目的及びその使用内容が公共性を有するもので、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可する。

- (1) 学校関係団体が使用するとき。
- (2) 官公署及びこれらに属する団体が使用するとき。
- (3) 社会教育を目的とする行事又は事業に使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上必要であると認めるとき。

(使用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧学校施設の使用を許可しない。

(1) 旧学校施設を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を目的とする使用と認められるとき。

(4) 政治活動に使用すると認められるとき。

(5) 宗教活動に使用すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が公益上必要であると認めるとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用者の遵守すべき事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外に旧学校施設を使用しないこと。

(2) 許可された場所以外に立ち入らないこと。

(3) 火災、事故等が起こらないよう十分注意すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の停止又は使用許可の取消しをすることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(3) 災害、工事その他の理由により旧学校施設の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、旧学校施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該旧学校施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により旧学校施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、旧学校施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に松阪市立学校施設目的外使用条例（平成 17 年松阪市条例第 238 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(暫定的使用)

3 旧学校施設に係るこの条例に基づく使用は、当該施設の長期的な用途について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるまでの暫定的なものとする。

別表（第 8 条関係）

旧学校施設	午前 8 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
校舎	410 円	510 円	510 円
運動場	410 円	510 円	510 円
体育館	820 円	1,020 円	1,020 円

備考

- 1 旧学校施設を合わせて使用するとき、又は時間区分をまたがって使用するときの使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 2 運動場、体育館の照明設備を使用するときの使用料は、上表に 1,020 円を加算した額とする。
- 3 校舎の照明を使用するときの使用料は、上表に 510 円を加算した額とする。